

【KT-report 10/3】 「(宗) 月山神社」 正常化に向けた step by step 解決策

別記【KT-report 07・09】を踏まえて、本会側からの視点で、現状を踏まえつつ、改善・正常化に向けたヒントを探りたいと思います。ステップ バイ ステップによるソフトランディングの観点からです。

1. 近隣から学ぶ

それでは、近隣の宗教法人神社の運営実態の一端を紹介します。

(1) お賽銭

図－1上表は「宗教法人 成沢八幡神社」の例で、成沢町内会からまったく切り離されて独立した組織・会計を持っています。収入の部に「お賽銭」という項目を明示しています。同図下表は「宗教法人 南原町熊野神社」の例で、上同様に、南原町内会からまったく切り離されて独立した組織・会計を持っています。収入の部の「雑収入」の項目の摘要欄に「賽銭」を明示しています。

平成22年度一般会計決算書						
平成22年4月1日～平成23年3月31日						
成沢八幡神社						
単位:円						
収入の部						
項	項 目	予 算 額	決 算 額	比較増減△	23年度予算	摘 要
1	玉串料	90,000	70,000	△20,000	70,000	
	1:元朝祭					元日
	2:大祓					
2	お賽銭	150,000	161,441	11,441	150,000	
	1:元朝祭		78,314			元日
	2:いわいわ		31,232			1月15日
	3:拝殿、奥宮		51,895			
3	神符授与	150,000	172,600	22,600	150,000	
	1:元朝祭		162,300			元日
	2:いわいわ		10,300			1月15日

平成20年度 南原町熊野神社収支予算書				
「一般会計」 平成20年4月1日～平成21年3月31日				
1. 収入の部				
単位:円 △印は予算に対する減を示す				
項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	摘 要
繰 越 金	2,403,220	1,443,937	△ 959,283	
奉 賛 金	500,000	500,000	0	寄付金・負担金
奉 納 金	250,000	250,000	0	費 料
雑 収 入	300,000	300,000	0	賽銭・利子等
合 計	3,453,220	2,493,937	△ 959,283	

図－1

そこで、本神社においては、お賽銭の取り扱いはどうなっているのか、となります。志鎌忠雄氏（奥様）が回収しています。ある時、同氏奥様に対し、本神社の維持は本会の予算で賄っており、お賽銭は本会で回収させて貰うのが正しいのではないかとやんわり遠回しに話した時、「例大祭の時のお札やお護符は私が出しているの、今までどおりでいいではないか」と言われました。

（２）上納金

神社本庁や総代会への上納負担金の取り扱い構図についての細部を【KT-report 10/1】に別記しましたが、前出の「宗教法人 成沢八幡神社」と「宗教法人 南原町熊野神社」の例を参考に載せて見ます。図－2の上表は「宗教法人 成沢八幡神社」の例で、成沢町内会からまったく切り離されて独立した組織・会計を持ち、支出の部に「負担金」という項目を挙げ、摘要に「神社庁納付金」と明示しています。同図下表は「宗教法人 南原町熊野神社」の例で、上同様、南原町内会からまったく切り離されて独立した組織・会計を持ち、上記成沢八幡神社と同様に、支出の部に「負担金」の項目を挙げ、摘要欄に「神社負担金」と明示しています。

平成22年度一般会計決算書						
平成22年4月1日～平成23年3月31日						
成沢八幡神社						
支出の部						
項	目	予 算 額	決 算 額	比較増減▲	23年度予算	摘 要
1	祭 典 費	280,000	235,631	▲44,369	250,000	
	1:除蝗祭		35,144			神饌、直会費
	2:風鎮祭		29,467			々
	3:新嘗祭		24,504			々
	4:大 祓		10,816			直会費
	5:元朝祭		98,688			お供え、お護符、初穂、奉納お祝い等
	6:いわいわ		15,775			お護符、甘酒、謝礼等
	7:祈年祭		21,237			神饌、直会費
2	報酬費	70,000	70,000	0	70,000	室司年俸
3	負担金	50,000	25,200	▲24,800	30,000	神社庁納付金
4	研修費	60,000	62,750	2,750	65,000	神社庁関係研修費

平成20年度 南原町熊野神社収支予算書				
「一般会計」 平成20年4月1日～平成21年3月31日				
2. 支出の部				
項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	摘 要
祭 典 費	600,000	600,000	0	年間祭典
会 議 費	80,000	100,000	20,000	総代会・総会他
負 担 金	45,400	45,400	0	神社負担金・総代会費他
庶 務 費	20,000	50,000	30,000	文書コピー代・神社専用封筒・事務用品他
営 繕 費	600,000	600,000	0	拝殿・本殿・社務所修繕費 注連縄作り

図－2

前記お賽銭の取扱い、ならびにこの上納金の取り扱いも、成沢、南原の町内会は、定められた規則に従い実行し、それもさることながら、公金を預かって運用するという責務を果たし、社会通念を踏まえ、公序良俗に則り、善管注意義務をきちんと履行しているということになります。

大事なことだと思うから繰り返しますが、その寄って立つ規則は、これら神社独自のいわゆるローカル（地方）版ではなく、「宗教法人 神社本庁」傘下の組織を規定する全国統一の様式であります。本神社のものと一字一句まったく同じであります。同2社とも「宗教法人神社本庁」統一の全国共通の、かつ、本神社と同じ規則（【KT-report 10/1】）に基づいて執行しています。しかも、当該町内会の直営とはなっていない、至極当たり前のことであり、正常な当然の姿であります。したがって、本神社についても、両神社と同じく運用しなければならない、そうすることが当然の普通の姿であります。ところが本会は為っていない！ 成沢町内会の住民も南原町内会の住民も同じ人間、同じ山形市民です、方や健全・正常に運営が出来ていて、方やその反対、この真逆な姿・実態は、何なのでしょう。

一般的に言えば、既に立派に定まっている本神社同規則に基づき、本神社に総代会を設立して、その総代会が主導者・主体者・主宰者として運営することですが、まずは現状を踏まえてここでは、新たな視点から提案して見ます。

2. 正常化への移行措置の提案

（1）月山神社例大祭保存会の立ち上げ

政教分離をきちんと構築する望ましい体制・姿について考察しました。そこで、金銭の係りの側面から検討すると、図-3の新聞記事が目に入りました。文化財保護法、山形県文化財保護条例、山形市文化財保護条例を確認したが、そのとおりであります。神社・寺院（社寺）に対する自治体からの補助金の範囲と是非について、法令を概観した構図は図-4のとおり。宗教施設への100%補助（丸ごと直営）は出来ません（憲法で禁止）。あくまでも、文化財（美術工芸品）と指定した上で、その物だけに税金を投入する手法であります。

熊本地震

寺・神社1200超が被災

補助金なく、再建困難

4月の地震で熊本県内の1200以上の寺院や神社で建物や関連施設が被害を受けたことが4日、分かった。住宅が被災した人は一定要件を満たせば支援金を受け取れるが、寺院や神社は政教分離の原則もあり、文化財指定や登録を受けた施設以外は補助金を受けられない。関係者からは「再建が見通せない」との声が上がっている。

全日本仏教会（東京）や熊本県神社庁（熊本市）が被災状況を取りまとめた。寺院は県内の1015寺の6割に当たる613寺が被災。本堂の全半壊は19寺、一部損壊は308寺に上り、墓石が倒れた寺も多くあった。確認作業を継続中で、被害数は増える見込み。

神社は1341社のうち少なくとも半数近くの652社が被災。本殿などの建物被害は全半壊130社、一部損壊186社。鳥居や灯籠、こま犬が壊れた神社もあった。

県によると、国や県の文化財指定や登録を受けた寺院や神社は阿蘇市の阿蘇神社など36施設あり、修復費の一部に補助金が出る。しかし、それ以外の施設は政

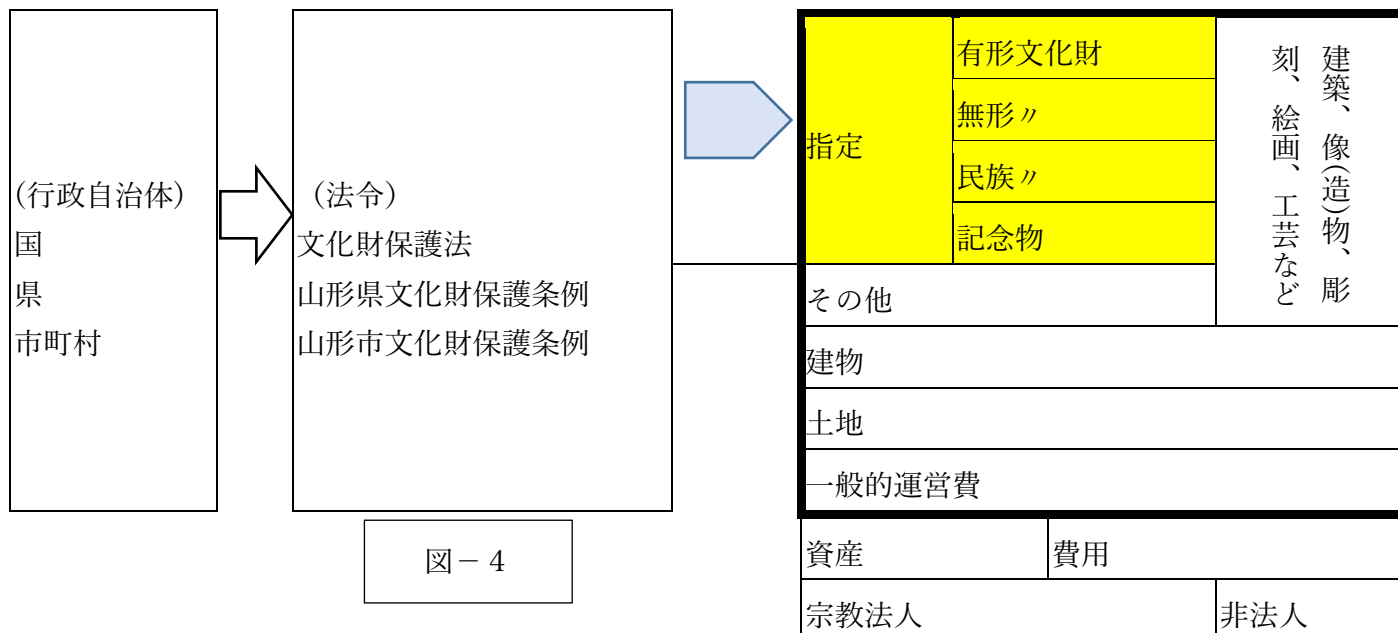
教分離の原則があり、基本的に自力再建してもらうしかない」（県文化課の担当者）という。

300年以上の歴史がある益城町の寿徳寺は、本堂が4月16日の本震で全壊。住職の河辺裕司さん（37）が地元の建築業者に見積もりを取ったところ、建て直しに少なくとも7千万円以上かかることが分かった。

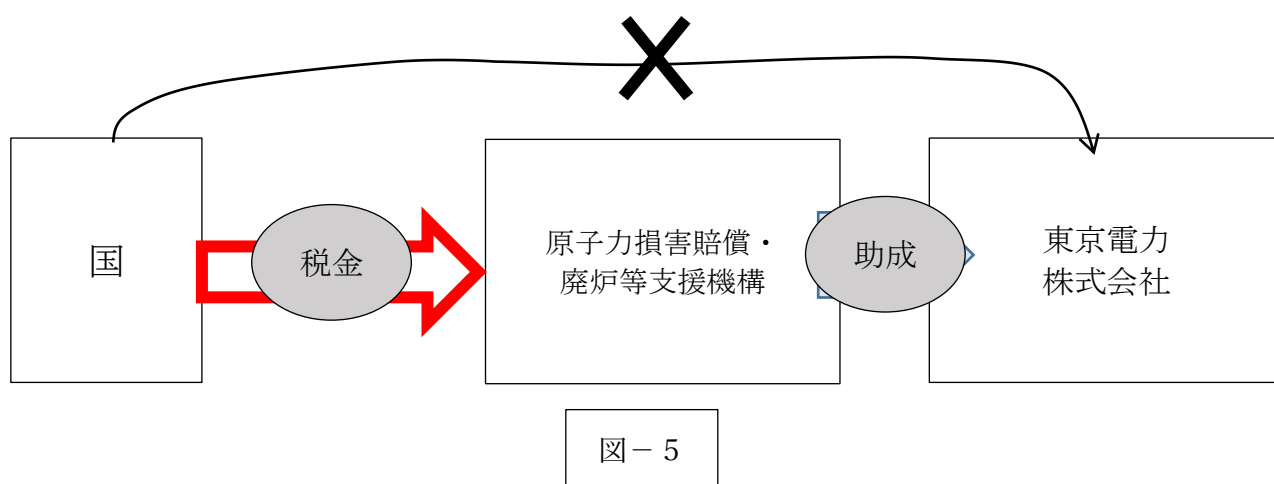
文化財に指定されていないといい、河辺さんは「檀家（だんか）の方々が被災し、寄付金を集めるのは難しい。再建の見通しは立たない」と嘆く。

福島県三春町の住職で東日本大震災後、政府の復興

図-3



もう一つが図 - 5 の構図が参考になります。一民間企業・株式会社である東京電力に対する支援の在り方で、国民の税金を投入するに当たって、直接ではなく、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（企業と国が出資）を通して、支援するのであります。



このスキームを参考にすれば、名称を「上桜田月山神社例大祭保存会」あるいは「上桜田月山神社奉賛会」などとし、その組織を立ち上げれば良いものと考えます。神社神道・神社本庁の業界の言葉では、先に取り上げたように「氏子組織で推薦する総代会」となるが、そもそも「氏子」という言葉になじみがない、抵抗感があるという世相を勘案すれば、「(仮称) 月山神社例大祭保存会」とするのがベターと考えます。もちろん、同会長は「(宗教法人) 月山神社」側の責任役員などです。

3. さらに前進化策

現実を踏まえたステップです。

(1) より積極策

Step 1 ; ある年度において一般会計の「神社費」を廃止・凍結し、特別会計の「上桜田 月山神社維持資金」に組み入れる。

Step 2 ; 宗教法人月山神社に特別会計のすべての金額を寄付する。

その後は、例大祭に関しては、主催者は宗教法人側が当然とし、当日の稼働などは 本会が全面的に積極協力するとのスタンスを取ります。

(2) 柔軟策

ステップ1；本来の本会事業費本体と神社費を分離し、神社費についてはその都度同意を求めて徴収する。

ステップ2；本会の一般会計に計上している神社費（損益計算書の費用計上相当）は特別会計に算入する。現時点では一般会計と特別会計の2本立てとなっているが、要は神社関係費を特別会計に一本化します。

ステップ3；前記「(仮称) 月山神社例大祭保存会」を設置した場合、現行本会一般会計の「神社費」を「神社助成金」の名称に改めます。

ステップ4；当該保存会側から本会に対して助成金支給要請の文書を提出する、ものとします。つまり、本会は、要請に基づいて判断を加えるとの解釈に立つこととします。その上で、当該保存会側はその「一般会計」で受けることとします。

ステップ5；その後、当該保存会の資金を丸々宗教法人月山神社に寄付します。最終的には、完全に本会から切り離します。その後は、例大祭に関しては、主催者は宗教法人側が当然とし、当日の稼働などは本会が全面的に積極協力するとのスタンスを取ります。

4. 法令などに基づいた強硬策

以上のような緩和的措置の手続きを提案して来ましたが、それでも分離に反対だというのであれば、次のような方策を提案します。これは、「宗教法人 月山神社」で対応する話ですが。

◆ 一つ目；法的手続きとして、社会通念上、どちらが先なのか詳細は分らないが、次のような二つの方法があるのではないかと思います。

① 宗教法人法第二十六条の「規則の変更の手続」を踏まえ、神社本庁との被包括関係を解消する。

神社本庁から脱退・離脱することです。なお、神社本庁に属していない神社は、2,000社ほどあると言われ、有名な神社として、靖国神社、日光東照宮、明治神宮、鎌倉宮、伏見稲荷大社などがあります。

② 法務局に対し法人登記の抹消申請を行う。山形県と税務署へも何らかの届け出は必要か。法人登記を抹消すること、いわば解散することです。

この二つの手続きについては「宗教法人 月山神社 規則」の第三十五条（図-6）にきちんと書かれています。その手続きを取ったからといって、神社を物理的に排除する、破却するのではなく、手続き後、全ての資産を元寄贈者の志鎌忠雄家に無償譲渡すればいいことです。それはすなわち太子殿（舟越作兵衛さん管理）や熊野神社（柴田九右エ門さん管理）と同等の位置付けにするだけです。

◆ 二つ目；あるいは、現在の関係者が面倒くさいというのであれば、煩雑な手続きを取らずに、現状のまま、全ての資産を志鎌忠雄家に無償譲渡すればいいのです。要は、昔に戻すことです。無償譲渡の法務局手続きは、私の経験からしても簡単で、費用も少しの印紙代で済みます。

◆ 三つ目；なにもかもご破算というのであれば、本会で心配することでないが、宗教法人を解散すれば良いのです。

本会が心配することではないが、前出の南原町熊野神社では、寄付金や浄財を募る場合は、神社側がその趣意書を作成し、借家・アパートを含めた全戸に配布してほしいしているのです。当たり前のことをきちんと実行しています、素晴らしいことです。宗教法人がこのような真摯な態度で浄財募集に奔走すれば多くの方々が賛同するものです。宗教宗派を問わず応援するものです。

(end)

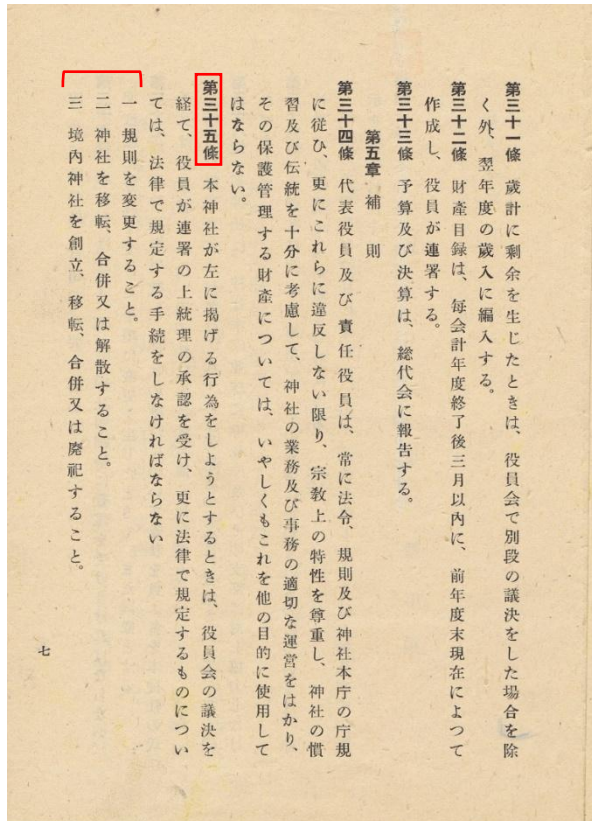


図 - 6